新型 CA 規制（2025 年 10 月施行）の早わかり

【今回の改正は産構審通商・貿易分科会中間報告（2024 年 4 月）の具体化】

1）White 国向けも Inform 要件による規制導入（目的は迂回輸出防止）

また、懸念国等による調達活動が複雑化、巧妙化する中、主要国による協調制裁下にあるロシアが第三国経由で西側諸国の汎用品を調達するなどの迂回調達への対応が求められている。我が国の WMD 及び通常兵器に関する補完的輸出規制において、グループ A 国は輸出管理を適切に行っていると考えられることから適用除外としているが、足下でグループ A 国を経由した迂回調達が課題となる中、対策を講じる必要がある（図２）。‥中間報告６頁抜粋

2）通常兵器懸念規制の強化

・16 項貨物を、やや機微な細目(1)、そうでない細目（２）に分け、細目（１）は非 White 国向け全体に客観要件による規制を適用

※　従来は武器禁輸国向けのみに客観要件規制

※　16 項(2)品は従来と変わりなし

・16 項(1)品の許可要否判断方式は WMD 懸念規制に準ずる（下の図３の如く）

図3　一般国向け通常兵器補完的輸出規制の手続フロー(イメージ)

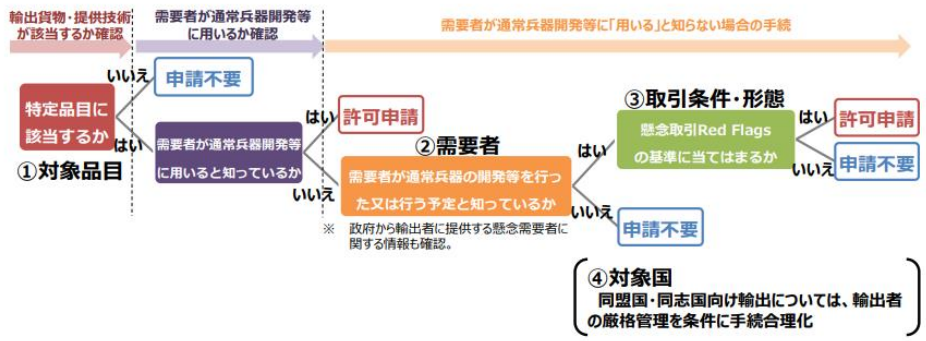

‥中間報告８頁抜

図2　グループＡ国を経由した非リスト規制品目の迂回調達(イメージ)

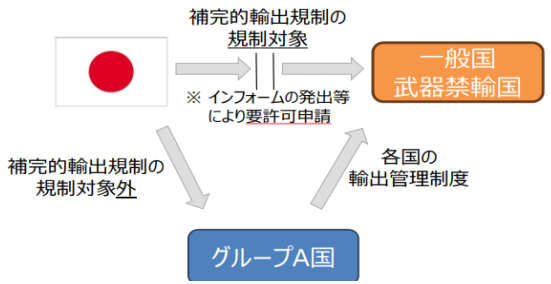

‥中間報告６頁抜

経産省からは右表の「仕向地別」整理が公表されています。

‥安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関)第五版（案）

どのような規制がこれに対応しているのか理解のため、

次頁以下の「見取り図」を作りました。

キャッチオール規制の仕向地別の適用範囲

		グループA国	一般国	国連武器禁輸国・地域
大量破壊兵器	客観要件	－	●	●
キャッチオール規制	インフォーム要件	●	●	●
通常兵器	客観要件	－	▲	●
キャッチオール規制	インフォーム要件	●	●	●

CA 規制関連規定を「論理の流れ」で整理する

【貨物篇１】(16 項(1)該当貨物の非 White 国向け)

大原則 （リスト規制品以外に） 16 項品も要許可	特例規定 特例の「原則」	特例の「原則」不適用　の「例外」規定	客観要件の内容	ディテールの規定
・16 項品は非 White 国向けなら要許可 …《輸出令》１条１項 **《外為法》48 条１項** 安全保障上の問題品目の輸出は要許可 （詳細は政令で定める）	・16 項(1)品は右記「例外」を除き許可免除 …**《輸出令》４条１項三号**	・WMD 懸念と通常兵器懸念で Inform 要件 客観要件 …細目イ～ニ	・WMD 懸念 ‥用途要件 WMD 用途・別表行為用途情報あり …**《WMD おそれ省令》一号** ‥需要者要件 WMD 関与歴情報あり …**同省令二・三号** ※但し「明らかチェック」合格なら同要件非該当 ・通常兵器懸念 ‥用途要件 通常兵器用途情報あり …**《通常兵器おそれ省令》一号** ‥需要者要件あり 通常兵器関与歴情報 …**同省令二・三号** ※但し「明らかチェック」合格なら同要件非該当	・「16 項(1)品」の詳細は《貨物等省令》14 条の２項で定める ・規制上カウントされる情報源（「輸入者等の連絡」「文書等」）需要者要件においては「文書等」に（補完規制通達》中の）「外国ユーザーリスト」含める …**《文書等告示》** ・「明らかチェック」の基準＝「明らかガイドライン」は**《補完規制通達》**中にあり

【貨物篇２】(16 項(2)該当貨物の非 White 国向け)

大原則 (リスト規制品以外に) 16 項品も要許可	特例規定 特例の「原則」	特例規定 特例の「原則を」不適用の「例外」規定	客観要件の内容	ディテールの規定
・16 項品は非 White 国向けなら要許可 ‥**《輸出令》１条１項** ↑ **《外為法》48 条１項** 安全保障上の問題品目の輸出は要許可 (詳細は政令で定める)	・16 項(2)品は右記「例外」を除き許可免除 …**《輸出令》４条１項四号**	・WMD 懸念は Inform 要件 客観要件 …細目イ・ロ ・通常兵器懸念は ‥武器禁輸国向け Inform 要件 客観要件 …**細目ハ・ニ** ‥それ以外の国は Inform 要件 …**細目ニ**	・WMD 懸念 ‥用途要件 WMD 用途・別表行為用途情報あり …**《WMD おそれ令》一号** ‥需要者要件 WMD 関与歴情報あり …**同省告示・三号** ※但し「明らかチェック」合格なら同要件非該当 ・通常兵器懸念 ‥用途要件 通常兵器用途情報あり …**《通常兵器おそれ省令》一号** ‥需要者要件 通常兵器関与歴情報あり …**同省令二・三号** ※但し「明らかチェック」合格なら同要件非該当	・「16 項(2)品」は 16 項品のうち「16 項(1)品」に分類されない部分 ・規制上カウントされる情報源 (「輸入者等の連絡」「文書等」) 需要者要件においては 「文書等」に (補完規制通達》中の) 「外国ユーザーリスト」含める …**《文書等告示》** ・「明らかチェック」の基準 ＝「明らかガイドライン」 は**《補完規制通達》**中にあり

【貨物篇３】(16 項(1)及び(2)該当貨物の White 国向け)

大原則 （リスト規制品以外に） 16 項品も要許可	特例規定		客観要件	ディテールの規定
	特例の「原則」	特例の「原則」を不適用の「例外」規定		
・16 項品の White 国向も要許可（と命令する） ‥**《輸出令》１条２項三号** **《外為法》48 条２項** 迂回輸出防止の為、令別表第１の下欄以外の地域 (16 項品では White 国) 向けも必要に応じ、許可取得命令出せる	・右記「例外」を除き許可免除 …**《輸出令》４条２項三号**	・WMD 懸念と通常兵器懸念で Inform 要件 ‥**細目ロ・ニ**	ナシ	ナシ

【技術篇１】(16 項(1)貨物関連技術の非 White 国向け)

大原則 （リスト規制品以外に） 16 項品も要許可	（令 17 条１項・５項への）特例規定 特例の「原則」	特例の「原則」を不適用の「例外」規定	客観要件	ディテールの規定
・16 項技術の非 White 国向け提供取引は要許可 ‥**《外為令》17 条１項** **《外為法》25 条１項** 安全保障上の問題品目の提供取引は要許可 （詳細は政令で定める） ・取引未成立でも 16 項技術を掲載の媒体輸出と対外電送は、非 White 国向けなら要許可 …**《外為令》17 条５項** 《外為法》25 条３項 (取引未成立でも)技術情報持出しに許可取得義務命令可	・16 項(1)貨物関連技術は右記「例外」を除き許可免除 …**《貿易外省令》** **９条２項七号** （令 17 条５項の） 媒体輸出・対外電送は９条２項各号の条件を満たせば許可不要 **…《貿易外省令》** **９条１項**	WMD 懸念 通常兵器懸念で Inform 要件 客観要件 **…細目イ～ニ**	・WMD 懸念 ‥用途要件 WMD 用途・別表行為用途情報あり **…《WMD おそれ告示》一号** ‥需要者要件 WMD 関与歴情報あり **…同告示二・三号** ※但し「明らかチェック」合格なら同要件非該当 ・通常兵器懸念 ‥用途要件 通常兵器用途情報あり **…《通常兵器おそれ告示》一号** ‥需要者要件あり 通常兵器関与歴情報 **…同告示二・三号** ※但し「明らかチェック」合格なら同要件非該当	・「16 項(1)貨物」の詳細は《貨物等省令》14 条の２項で定める ・規制上カウントされる情報源（「輸入者等の連絡」「文書等」）需要者要件においては「文書等」に（補完規制通達》中の）「外国ユーザーリスト」含める **…《文書等告示》** ・「明らかチェック」の基準＝「明らかガイドライン」は**《補完規制通達》**中にあり

【技術篇２】(16 項(2)貨物関連技術の非 White 国向け)

大原則 （リスト規制品以外に） 16 項品も要許可	（令 17 条１項・５項への）特例規定 特例の「原則」	特例の「原則」を不適用の「例外」規定	客観要件	ディテールの規定
・16 項技術の非 White 国向け提供取引は要許可 ‥**《外為令》17 条１項** **《外為法》25 条１項** 安全保障上の問題品目の提供取引は要許可 （詳細は政令で定める） ・取引未成立でも 16 項技術を掲載の媒体輸出と対外電送は、非 White 国向けなら要許可 …**《外為令》17 条５項** 《外為法》25 条３項 (取引未成立でも)技術情報持出しに許可取得義務命令可	・16 項(2)貨物関連技術取引は右記「例外」を除き許可免除 …**《貿易外省令》** **９条２項八号** （令 17 条５項の） 媒体輸出・対外電送は９条２項各号の条件を満たせば許可不要 **…《貿易外省令》** **９条１項**	・WMD 懸念は Inform 要件 客観要件 …**細目イ・ロ** ・通常兵器懸念は ‥武器禁輸国向け Inform 要件 客観要件 …**細目ハ・ニ** ‥それ以外の国は Inform 要件 …**細目ニ**	・WMD 懸念 ‥用途要件 WMD 用途・別表行為用途情報あり …**《WMD おそれ告示》一号** ‥需要者要件 WMD 関与歴情報あり …**同告示二・三号** ※但し「明らかチェック」合格なら同要件非該当 ・通常兵器懸念 ‥用途要件 通常兵器用途情報あり …**《通常兵器おそれ告示》一号** ‥需要者要件あり 通常兵器関与歴情報 …**同告示二・三号** ※但し「明らかチェック」合格なら同要件非該当	・「16 項(2)貨物」は 16 項貨物のうち　「16 項(1)貨物」に分類されない部分 ・規制上カウントされる情報源 (「輸入者等の連絡」「文書等」) 需要者要件においては 「文書等」に （補完規制通達》中の） 「外国ユーザーリスト」含める …**《文書等告示》** ・「明らかチェック」の基準 ＝「明らかガイドライン」 は**《補完規制通達》**中にあり

【技術篇３】(16 項(1)及び(2)該当技術の White 国向け)

大原則 （リスト規制品以外に） 16 項品も要許可	特例規定 特例の「原則」	特例規定 特例の「原則」を不適用の「例外」規定	客観要件	ディテールの規定
・16 項技術の White 国向も要許可(と命令する) ‥**《外為令》17 条２項** ・但し大臣が指定した特例案件は許可不要 ‥**《外為令》17 条８項** **《外為法》25 条２項** 迂回提供防止の為、令別表の下欄以外の地域(16 項技術では White 国)向けも必要に応じ、許可取得命令出せる ・取引未成立でも 16 項技術を掲載の媒体輸出と対外電送は、White 国向けでも要許可 但し大臣が指定した特例案件は許可不要 …**《外為令》17 条４項** 《外為法》25 条３項二号 令別表の下欄以外の地域(16 項技術では White 国)向けで（取引未成立時の）媒体持出と対外電送も必要に応じ許可取得命令出せる	・右記「例外」を除き 許可免除 …**《貿易外省令》９条２項七号** （令 17 条４項の） 媒体輸出・対外電送は ９条２項各号の条件を 満たせば許可不要 …**《貿易外省令》９条１項**	・WMD 懸念と 通常兵器懸念で Inform 要件 ‥**細目ロ・ニ**	ナシ	ナシ